

附属明細書

2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産について、財務諸表の「注記2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。